

連絡事項 ③

1 クイックリリースフットストレッチャーについて

審判部より、レースで使用する艇についてはすべてクイックリリースフットストレッチャーであるようにと連絡をいただきました。各位競漕規則をご確認いただいたうえで、自艇参加のシングルスカルについては各校で確認していただきご準備をお願いします。

以下、公益社団法人日本ローイング協会 競漕規則・細則 - 2023年4月版 - より抜粋です。

第 10 条 (艇と装備の安全性)

1 安全のために、すべての艇とその装備は以下の条件を満たさなければならない。

(1) 艇首に直径 4cm 以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール (パウボール Bow Ball) を取り付けること。

(2) フットストレッチャー (ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置) は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる (クイックリリースフットストレッチャー) 形式であること。

(3) コックスシートの開口部は長さが 70cm 以上で、艇と等しい 50cm 以上の幅があること。コックスシートの内面は滑らかで、コックスシート内側の幅を阻害するような構造物がないこと。

(4) 製造票にある設計体重と同じ平均体重の漕手がシートに座った状態で艇が完全に浸水した時、漕手のシート上面が静水面より最大 5cm 以上沈まないこと。

(5) スウィープオールのブレード厚は 5mm 以上、スカルオールのブレード厚は 3mm 以上であること。ただし、ブレード厚はスウィープオールの場合はブレードのエッジから 3mm のところで計測し、スカルオールの場合はブレードのエッジから 2mm のところで計測する。

2 ボートメーカーとサプライヤーは前項第 1 号から第 5 号を満たす艇およびオールを製造・販売しなければならない。

3 大会を運営する役員・審判・スタッフは上記の安全条件が満たされた艇のみがレースに参加するよう、可能な限りの対策を講じなければならない。

4 第 1 項第 1 号から第 5 号を順守することはクルーとその所属団体の責任である。大会において、役員・審判の是正の指示に従わずに違反艇でレースに出漕したクルーは、失格までの罰則が与えられる。

第 10 条 (艇と装備の安全性) 第 1 項第 2 号細則

「クイックリリースフットストレッチャー」とは以下のものをいう。

(1) 足を保持するフットストレッチャーが艇に残る場合は、足が容易に解放されるように、フットストレッチャーのかかどが水平位置より上に上がらないよう、フットストレッチャーをヒールローブにより両足それぞれ独立して固定すること。さらに、漕手がフットストレッチャーから足を外す際に、靴ひも、マジックテープ、または同様の素材を開ける必要がある場合は、漕手が片手で引く簡単な一動作ですぐに両足が解放できる構造であること。

(2) フットストレッチャーが艇に残らない場合は、漕手が手を使わずに容易に両足が解放される構造または手が届きやすい紐や解除装置の「片手による簡単な一操作」ですぐに両足が解放できる構造であること。

<p>第 10 条（艇と装備の安全性）</p> <p>1 安全のために、すべての艇とその装備は以下の条件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 艇首に直径 4cm 以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール（パウボール Bow Ball）を取り付けること。</p> <p>(2) フットストレッチャー（ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置）は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる（クイックリリースフットストレッチャー）形式であること。</p> <p>(3) コックスシートの開口部は長さが 70cm 以上で、艇と等しい 50cm 以上の幅があること。コックスシートの内面は滑らかで、コックスシート内側の幅を阻害するような構造物がないこと。</p> <p>(4) 製造票にある設計体重と同じ平均体重の漕手がシートに座った状態で艇が完全に浸水した時、漕手のシート上面が静水面より最大 5cm 以上沈まないこと。</p> <p>(5) スウィープオールのブレード厚は 5mm 以上、スカルオールのブレード厚は 3mm 以上であること。ただし、ブレード厚はスウィープオールの場合はブレードのエッジから 3mm のところで計測し、スカルオールの場合はブレードのエッジから 2mm のところで計測する。</p> <p>2 ボートメーカーとサプライヤーは前項第 1 号から第 5 号を満たす艇および</p>	<p>(参考)</p>	
---	-------------	--

改定前（2022 年 4 月 1 日発効）	改定後	改定理由等
<p>オールを製造・販売しなければならない。</p> <p>3 大会を運営する役員・審判・スタッフは上記の安全条件を満たされた艇のみがレースに参加するよう、可能な限りの対策を講じなければならない。</p> <p>4 第 1 項第 1 号から第 5 号を遵守することはクルーとその所属団体の責任である。大会において、役員・審判の是正の指示に従わずに違反艇でレースに出漕したクルーは、失格までの罰則が与えられる。</p> <p><u>第 10 条（艇と装備の安全性）第 4 項細則</u> <u>罰則規定のうち第 1 項第 2 号（フットストレッチャー）に係わるものについては 2 0 2 3 年 4 月 1 日から適用とし、それまでは当該クルーに指導が与えられる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>・第 10 条第 1 項第 2 号に定めるクイックリリースフットストレッチャーは既に全国によく普及し、競技者と指導者の双方が安全のために当然そうすべきであることをよく認識していることが、安全環境委員会の調査などで確認できた。よって本細則による“適用猶予”はもはや必要ない。</p>

以上